

教保第 1325 号

令和 5 年 3 月 29 日

市町村

部活動地域移行所管課長 様

新潟県教育委員会教育長

新潟県観光文化スポーツ部長

新潟県における休日の部活動の段階的な地域移行  
(中学生にとって新しいスポーツ・文化活動環境の構築)  
の方針について (通知)

このことについて、別紙のとおりとします。

なお、方針の策定にあたっては、新潟県部活動改革検討委員会において、県教育委員会、県観光文化スポーツ部、公益財団法人新潟県スポーツ協会、県中学校長会の同意を得たものであることを申し添えます。

**【担当】**

教育委員会関係 (運動部)

保健体育課学校体育指導係 副参事 志田 哲也 TEL025-280-5624

教育委員会関係 (文化部)

義務教育課管理企画係 管理主事 保坂 修 TEL025-280-5629

競技団体・スポーツ協会関係

スポーツ課 参事 傳田 秀輝 TEL025-280-5900

## 新潟県における休日の部活動の段階的な地域移行（中学生にとって新しいスポーツ・文化活動環境の構築）の方針

- 国が「改革推進期間」とした、令和5年度から令和7年度までの3年間に、休日の部活動の段階的な地域移行（中学生にとって新しいスポーツ・文化活動環境の構築）が完了するよう取組を進める。
- 県教育委員会、県観光文化スポーツ部、公益財団法人新潟県スポーツ協会、県中学校長会は互いに連携し、部活動の地域移行に向けた取組を進める市町村教育委員会、スポーツ関係団体、学校等に必要な情報の提供や指導助言を行うなど、それぞれの取組を支援する。
- 市町村は、以下のガイドライン等を参考に、令和7年度末までの地域移行完了に向けた「市町村の推進計画」を策定し、公表することが望ましい。ただし、中山間地や離島をはじめ、市町村によっては合意形成や条件整備等のため時間を要する場合も考えられることから、令和7年度末までの地域移行の完了が困難な場合には、移行完了の終期を明確にした「推進計画」を策定し、公表することが望ましい。

- ◆学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン（令和4年12月 スポーツ庁・文化庁）
- ◆教育委員会が運営方針の決定等に関与する地域スポーツクラブ活動制度設計の手引き（令和5年2月 県教育委員会）
- ◆教育委員会が運営方針の決定等に関与する地域文化クラブ活動制度設計の手引き（令和5年3月 県教育委員会）

- 地域移行完了後は、原則休日の部活動は行わないこととする。

